

経済産業省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事業名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
4	B	地方に対する規制緩和	産業振興	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	中小企業信用保険法第2条	経済産業省	川口市	—	<p>石岡市、北本市、川崎市、厚木市、横浜市、福井市、春日井市、瑞穂市、出雲市、熊本市、宮崎市</p> <p>○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の観点から言えば、支障事例に記載のとおりであると考えられており、申請件数の多寡にかかわらず、ワンストップにすべきであると考えられる。</p> <p>○本市においては、平成21年度の認定件数は1000件を超え、従来の認定担当者のみでの対応が困難であった。現在では、認定件数は減少したものの中小企業者等の負担はあり、市町村への認定のための提出書類と信用保証協会への保証依頼時の提出書類に一部重複するものもあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考える。</p> <p>○制度の性質上、申請者である中小企業者等から迅速な対応を求められるが、本市の認定事務(書類の精査及び市長印の押印)は事務決裁規定に基づいて行われるため、最低2日を要する。また、現在は認定業務が少なく申請件数は年20件程度ではあるが、申請が多い年(平成20年度544件・平成21年度の678件等)があると、市町村の事務負担が膨大になり、他の業務にまで支障をきたすほか、経営の安定に支障を生じている中小企業者等への迅速な対応ができなくなってしまう。保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者も市町村も時間的・事務的負担を減らすことができる。</p> <p>○市の認定を受けられるための申請事務が小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けなくても融資を受けられない事業もあつたが、保証審査を行う信用保証協会がワンストップ受付をすることで、融資の可否も含めて迅速に判断することができるようになる。</p> <p>○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている点も問題である。</p> <p>○事業者又はその代理人が申請を行う際、「当然である業がセーフティネットの指定業種に該当するかどうか」や「どの様式で申請すればよいか」等の問い合わせが多く、申請件数は多くないものの事務的負担が生じている。また、認定書の有効期限を1か月としているが、「期限が切れたので再申請したい」という問い合わせも年に数回あり、認定書を取得してもその他手続に時間を要するためか、事業者の負担となっていると思われる。</p> <p>○認定申請自体も委任状による金融機関職員からの申請が多いこともあり、信用保証協会でも手続きを行うことでワンストップで行える利便性は高い。地震等の災害発生時などの緊急性を要する第2条5項4号の規定においても、現状では言い難い。</p> <p>○短期間でセーフティネット認定に至らなければならない、事務的負担が大きい、また、市を経由して保証協会に到達することにより、時間的デメリットが大きく、即日融資を求めている申込者の意向に沿えない。</p> <p>○セーフティネット保証制度を特定中小企業者等が受ける際、市町村長等に特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を受けなければならない。現状として、特定中小企業者等にとって事務負担は大きい。保証審査を行う信用保証協会が申請を受け付けることで、経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになることにも、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はある。</p> <p>○本市での認定事務は年間5～6件であり事務負担の割合は少ないものの、中には時間的に余裕がない案件もあり至急で処理を行っているが、信用保証協会でのワンストップ対応であれば迅速な対応が可能と思われる。</p> <p>○信用保証協会がワンストップで申請を受け付けることで企業の負担を軽減することが図れる。</p> <p>○中小企業者にとって、特に自然災害の際融資はライフラインであるが、短期間に多数の4号認定申請が集中することとなり、現在の二窓口体制では迅速な融資実行に支障が出ている。6号認定(取引金融機関保証)についても同様。</p> <p>○提案団体と同様に、融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。また、認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。</p>	<p>中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証及び15条に規定する危機関連保証(以下「セーフティネット保証」という。)は、取引先等の再生手続等の申立てや事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度である。</p> <p>セーフティネット保証を利用するためには、当該中小企業者が中小企業保険法第2条第5項に規定する「特定中小企業者」(経営安定関連保証の場合)又は同条第6項に規定する「特例中小企業者」(危機関連保証の場合)に該当することについて、市区町村長の認定を受けることとなっている。</p> <p>このセーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由としては、大きく以下の二点が挙げられる。</p> <p>① 市区町村は中小企業者にとって最も身近な公的機関であることから、有事の際の中小企業者にとって、申請に際しての利便性が確保できること、この点、支障事例でも記載いただいているとおり、リーマンショックのような経済危機時や災害時には認定申請が増加する傾向にある中で、信用保証協会は基本的に各県一ツしかなく市区町村数と比較しても窓口数が圧倒的に少なく、有事の際に、的確かつ迅速に認定事務及び審査事務を行うためには、従来通り、市区町村等と信用保証協会が両事務を分担して実施することが適切である。</p> <p>② セーフティネット保証については、有事の際の中小企業への資金繰り支援としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保証のてん補率引上げ等の措置が講じられているところ、保険約の当事者である信用保証協会ではない公的な第三者が認定を行うことによって客観性を担保することが重要であること、さらに、近年利用が急激に伸びているセーフティネット保証4号については、発動や期限の延長に当たり、自治体の要請に応じて柔軟かつ迅速に発動する仕組みとなっていること等に鑑み、自治体におかれては認定事務を通じて主体的に制度の運用に関与していただくことが重要である。</p> <p>以上より、「セーフティネット保証にかかる特定・特例中小企業者の認定」については、今後自治体からご協力をいただきたい。</p> <p>その上で、可能な限り中小企業・小規模事業者の負担とならないよう引き続き、市区町村等と信用保証協会が一層連携してご対応いただきたい。</p>	<p>まず①への見解だが、融資の受付及び審査は通常金融機関と保証協会の二者で行っているにも関わらず、セーフティネット保証の認定に市町村が関与することで全体の事務量としては絶対的に増加する。回答中では最も身近な公的機関として市町村を挙げ、市町村を窓口とすることで中小企業者にとって有事の際にセーフティネット保証申請の利便性が確保できている。しかし現状、中小企業者は金融機関へ融資の申込を行い、保証協会への保証の申込は金融機関を通して行っており、加えて市町村の窓口にてセーフティネット保証の申請の手続きをしなければならない。この手続は有事の際のセーフティネット保証の融資も変わらず、金融機関へ申込せずに市町村の窓口と信用保証協会だけで融資を実施することは不可能であるため、市町村が認定事務を行ったところで中小企業者の利便性は全く確保されていない。</p> <p>次に②への見解だが、セーフティネット保証認定の内容が単純な数値や業種等であつて市町村に裁量・判断の余地はなく、認定事務を行う者によって可否が変わらないという性質を踏まえると、単にその認定について第三者の担保を得るためだけに申請者に余計な負担を課すことは適当ではない。また、自治体からの協力を得たことであるが、現行制度において金融機関や保証協会から融資の経路等に異なる情報共有等もあつておらず、市町村に対して単独かつ片務的に認定事務の負担が強いだけでなくあり、到底主体的に関与しているとは言いがたい。</p> <p>以上の理由から①、②は市町村が当該事務を行うべきという理由とはなりません。当市は保証協会がワンストップで保証に係る審査をすべきであると思料する。</p>		

経済産業省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月の日閣議決定) 記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【春日井市】</p> <p>セーフティネット保証に関する認定を市区町村が行うこととなっている理由として挙げられた二点について、まず、一点目において、市区町村は身近な公的機関ではあるものの、ここでいう有事の際、中小企業が必要とする支援は融資支援である。融資支援を行うのはあくまでも、金融機関およびその融資の保証に入る保証協会である。そのため、中小企業にとって、申請に際しての利便性確保を重視するのであれば、市区町村の介入は不要と考えられる。また、経済危機時や災害時に認定申請が急激に増加する場合においても、セーフティネットの認定事務及び審査事務は保証協会が通常の融資の与信判断で行う財務分析や調査の範疇に収まるものであるため保証協会の業務への影響はあるものの、中小企業の利便性向上により得られるメリットの方が大きいと考えられる。</p> <p>二点目について、公的な第三者の視点での認定が必要とのことであるが、セーフティネット認定は一定の条件に売上げ等が合致しているかどうかを定型的に判断し認定するものであるため保険契約の当事者である信用保証協会が行ったとしてもその公平性に支障は無いと考えられる。さらに、セーフティネット保証4種についても、発動や期限延長は自治体の要請に基づいたものであるが、災害時こそ迅速な対応が必要であり、市区町村への申請を経てからの融資申し込みは中小企業への時間的負担の増加となる。</p> <p>以上のことを踏まえ、今一度、制度改正について一考していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>ご指摘のとおり、本保証に係る利便性の確保は非常に重要である一方で、本制度は有事の際の中小企業への資金繰り支援としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保険のてん補率引上げ等の措置が講じられているところ、保険契約の当事者である信用保証協会ではない公的な第三者が認定を行うことによって客観性を担保することが重要であることから、ご提案を受け入れることは困難。</p> <p>また、各市区町村における認定にあたっては、事業者の状況は多種多様であり、売上高等が基準に合致するか判断する場合においても、どのエビデンスどのように用いるか等、市区町村の裁量をもって判断するケースが多いと考えていることから、公的な第三者が認定を行うことが重要であると考えます。</p>	<p>6【経済産業省】</p> <p>(3) 中小企業信用保険法(昭25法264)</p> <p>セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。</p>	周知	平成31年3月28日実施済	セーフティネット保証制度に係る市区町村長による認定について、その趣旨及び認定に際しての留意事項について、認定要領等の資料に整理した上で、都道府県を通じて、メール及び文書にて市区町村に周知した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
59	B	地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除の強化 【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合については全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついで、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合については全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついで、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	—	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	—	石川県、川崎市、岐阜県、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	【警察庁】 警察としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の違法・不当な介入実態が判明したならば、主管府である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。 なお、各法令において暴力団排除事項を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者における暴力団の活動の有無等を判断すべきものであり、必要性があると判断されたものから可能な限り早期に当該法令を改正して暴力団排除事項を盛り込んで対応すべきものである。したがって、まずは、主管府である中小企業庁において暴力団排除事項の要否が検討されるべきである。 【金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されているなどの情報は警察当局などから提供されていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて更なる状況把握を行うとともに、政府全体の取組状況も踏まえつつ対応してまいりたい。	業界によっては、刑事事件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。 また、暴力団の関与を事前に防止する必要があると考えるため、中小企業等協同組合への暴力団等排除規定への追加を求める。	—
81	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物の処分に関する規定の明確化 県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が与えられている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。 具体的な支障として、下記の点点が挙げられる。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄・処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。 なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもつて、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄ることとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県	—	青森県、八戸市、山形県、秋田県、福島県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、富山県、福井県、山梨県、山梨県、京都市、大塚市、八幡市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州府、大分県、宮崎県	○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必要となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考える。 ○PCB汚染物のうち塗料等に関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCB汚染されていない」としてPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有と判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗料に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき塗料の年代や使用構造物、分析方法が定められていないため、塗料の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗料とシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判断する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項「いわゆる出口基準」を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用してよい)が示されていない。加えて、PCB塗料を剥離した後の鋼材がPCB汚染物に該当するかどうかを判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。 ○平成28年度実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの。)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。 ○PCB汚染物の基準について、本県では、PCBを含む廃棄物の搬入・搬出について検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成30年3月末までに廃棄する必要があるので」といった問い合わせが多いことは事実である。39年度の期限内に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分対応方針が定まっていることが望ましい。 ○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と認められることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。 (2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されない」としてされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。 (3)検査装置は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用(顔料中のPCB含有量がBATレシ以下であれば、塗料が認められている。このため、新しい塗料からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗料の除去を進めるうえでは支障となっている。 一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレシ以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から塗料についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗料は、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗料等については、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗料の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の稳定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗料については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。 ○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ、具体的な数値については決まっておらず、これまでの分析を求めるについては自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。	PCB特措法第14条は、低濃度PCB廃棄物の処分を規定しており、低濃度PCB使用製品については対象外であると認識している。 PCB廃棄物処理基本計画第3策第2節における「低濃度PCB廃棄物及びPCB使用製品の廃棄物管理」を進めていることだが、実際の処理は現在も進行している。実情として、各自治体によって対応が異なるといった支障事例が発生している。今後、処理の基準や方法の検討に時間が掛かり、対応方法の確定が遅れば、排出事業者に対して、早期処置を指導するうえで支障となる。 また、現在使用中の低濃度PCB汚染物の電気機器については、分析の義務がないため、所有者にとっては分析せずに販売するといった事例も見受けられ、これに対する指導はもてできない状態である。 さらに、使用中の塗料、シーリング材については、掘り起こし調査方法が示されておらず、現存する建物すべてを調査することは、時間的に非常に困難であると考えられる。なお、塗料、シーリング材については、高濃度のものであるとの見解が示されているが、法改正5年後(平成33年8月)の決定でも、北九州事業所エリアでの処理期限が平成33年3月31日であるため、処理期限に間に合わない。 以上から、少なくとも電気機器以外の低濃度PCB廃棄物の入口基準を早急に確定してもらいたい。また、今後の具体的な検討過程のスケジュール等を示してもらいたい。	—	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 公共工事や許認可などの行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除事項を追加すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないなどの具体的な立法事実が必要であるが、現時点でそのような情報を把握していない。</p> <p>引き続き中小企業庁と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合法の目的である「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを成すに当たり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講ずる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとしたい。</p>	<p>6【経済産業省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除事項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)</p>	<p>4、5月に実施した調査の結果、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	<p>調査結果の検証内容を踏まえ、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	<p>中小企業庁において、4、5月に都道府県等に対して調査を行った調査結果、中小企業等協同組合法の改正は行わないこととする。</p>	
<p>【仙台市】 早急に明確な基準を設けていただきたい。</p> <p>【横浜市】 低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の処分については、国においてPCBを含有する塗膜を使用した可能性のある橋梁等の実態把握を行い、処分期間内の早期処理を行う旨の事務連絡が平成30年3月20日付発出(※)されたことにより、多くの鋼製橋梁等を所有する自治体は、その対応を迫られている。</p> <p>環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね了承できるが、現に地方自治体においてPCBを含有する塗膜についての対応を迫られている実態を理解していただき、検討会における具体的な検討内容の情報提供、検討結果を踏まえた環境省としての対応の具体的なスケジュール等を明確していただきたい。</p> <p>(※)平成30年3月20日付 国官総第283号、国総環第116号及び国総事第70号「ポリ塩化ビフェニルを含有する塗膜の処分期間内の処理について」</p> <p>【鳥取県】 ○低濃度PCB廃棄物の入口基準未設定問題については、平成16年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議題となっており、平成16年4月1日までに環境省令で判定基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の論点として「PCB廃棄物に関して、いわゆる入口基準を設定することについてどのように考えるか。」との記述があるが結論が示されていない。</p> <p>従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期間が平成30年3月と迫る中、入口基準が曖昧な状況であるため、適切な指導も十分な掘り起こし調査等も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。</p> <p>この問題は時間的猶予のない早急に取り組むべきものであり、可及的速やかな入口基準設定が求められるが、なぜ、入口基準の設定が遅れているのかの理由の具体的説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。</p>	有	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>一次回答のとおり、環境省としては、まずはPOB汚染の実態把握を十分に行うことが必要であると考えています。汚染機器の全体の実態把握については、汚染機器の数量把握、封じ切り機器の採油方法等の多数の課題があると認識しております。</p> <p>このため、保管事業者・所有事業者の状況の把握をさらに進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)</p>	<p>・通知等</p> <p>・平成31年3月 ・令和元年10月 ・令和4年3月</p>	<p>・「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長環境発第1903283号・環境発第1903281号) 環境省から本通知を発生し、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の測定方法について提示した。</p> <p>・「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長環境発第1910112号・環境発第1910111号) 前通知では、一部検出下限値の設定等について検討事項としていたところ、技術的検討の結果「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4項)」を取り止めるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を発生した。</p> <p>・その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に開催された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<新構成員提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	見解	補足資料		
															見解	補足資料
106	A	権限移譲	産業振興	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者等)を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。 【制度改正の必要性】 電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすること。 【具体的な支障事例】 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりも早く告知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直轄、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づき必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業法の関連性を極めて、非合理的である。 【懸念の解消策】 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置について、より迅速かつ確実な実施が図られる。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業省	山梨県	-	-	-	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者等)を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、都道府県へも権限付与することについて、国所管の電気工事業者は約1800者あり、その中には100以上の営業所を全国の都道府県に設置しているケースもあることから、ある特定の営業所での法令違反事例について、その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的である。 また、現行制度において、国所管の電気工事業者に法令違反の疑いがあった場合、各地域を所管する産業保安監督部が法27条の危険等防止命令及び同法29条の報告及び検査を行う体制になっており、国は法令違反の程度を総合的に判断し、場合によっては法28条に基づく登録の取消し等を行うこととなっている。このように法27条の危険等防止命令は法28条の登録取消し等にも関係しており、既に都道府県に危険等防止命令の権限が付与され、都道府県がそれぞれ命令を出すようなこととなれば、国として総合的な判断が困難となりがねず、当該電気工事業者に対する一元的かつ広域的、効果的な指導ができないため、現行どおりの役割分担が適切である。	「その都度当該都道府県が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的」とする点について、本提案は、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、経済産業大臣と、区域内で電気工事が行われる都道府県知事とが並行して危険等防止命令を出せるようにすることを求めているのであり、現行制度による国の監督・指導を妨げるものではない。 また、登録取消し等を含めた権限の移譲を求めているものではないが、都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して危険等防止命令を行った場合に、その旨を経済産業大臣へ報告することにより、むしろ国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するものとする。 全国に多数の営業所を設置する電気工事業者であっても、当該事業者による電気工事は一都道府県の区域内で行われるものがほとんどであること、また、電気工事は波及事故による近隣住民への二次被害が生じ得るものであること等を踏まえると、危険等防止命令に関しては、対象となる事業者をいち早く告知した主体が地域への影響も勘案して迅速かつ確実に行われるべきである。 法の目的が、電気工作物による危険及び障害の発生を防止し、もって保安の確保に資するものであることに照らせば、具体的な支障が想定される以上、直近で事例があるか否かに関わらず、本提案について再検討願いたい。	-	-
220	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高んでいる。 また、中間処理費用が低くなることにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本市	-	北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、軽井沢町、名古屋市長、豊田市長、福沢市長、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山県、岡山市長、北九州市	○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、(公社)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別等の中間処理を民間事業者に委託しており、その負担は非常に大きい。(平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止になる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容のおお、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。 ○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月「プラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急を図ることを求める。 ○本市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡していますが、再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。	プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたい。市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。	-	-	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。</p>	<p>○電気工事事業所管省として、次の情報を把握されればご教示いただきたい。 (1)国及び都道府県における電気工事事業法第27条～第29条に基づく監督処分及び監督処分には至らなかったが行政指導を行った件数 (2)国及び都道府県の登録等を受けた電気工事業者による電気工事に起因する波及事故の件数 (3)国及び都道府県における建設業法第28条に基づき電気工事に関して建設業者に対して行われた監督処分の件数 ○監督処分に関し、工事規模が大きく、建設業法に基づき大臣から許可を受けた業者に対して都道府県知事の並行権限が認められている一方、工事規模が比較的小さく、電気工事業法に基づき大臣の登録等を受けた業者に対しては都道府県知事の並行権限が認められていない。工事規模の大小により、監督処分の権限に差異があることについてどのように考えられるか。特に、工事規模の小さな電気工事業者には、比較的経営規模や体力が低いものが多いと思われる。 ○都道府県知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して危険等防止命令を行った場合には、その旨を経済産業大臣へ報告することで、国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するのではないか。 ○全都道府県に対し、電気工事業法の運用実態及び危険等防止命令に係る並行権限付与の必要性について調査を実施し、必要な措置を検討されてはどうか。</p>	<p>(1)国については調査期間を限定(例えば過去5年)して件数調査を行う事は可能。 (2)電気関係報告規則第3条に基づき当省に報告されている自家用電気工作物で発生した波及事故のうち、電気工事業者による電気工事に起因すると推察される事故は、平成27年度1件(289件中)、平成28年度2件(189件中)である。 また一般用電気工作物(一般家庭や商店等小規模電気設備)に起因する事故については、報告義務を定めていないため、当省では把握できない。 (3)当省では当該法令を所管していないため、監督処分の件数については把握していない。 ○電気工事業法は工事規模に関係なく電気事業を営む者全てに登録等を義務付けている。登録等を行う先は、一の都道府県内で電気事業を営む場合は各都道府県、二以上の都道府県内で電気事業を営む場合は経済産業大臣になっているところ。 建設業法については政令で定める「軽微な建設工事※」を除き、建設業を営む場合は許可を受けることが義務付けられており、その許可に当たっては、一の都道府県内で建設業を営む場合は各都道府県、二以上の都道府県内で建設業を営む場合は国土交通大臣が行うこととなっているところ。 建設業法においても、平成5年以前は、管轄を超えた危険物等防止命令は都道府県に並行権限として与えられていなかったが、平成5年のゼネコン汚職事件を契機に、建設業の許可の取消の実行性を担保し、監督機能を強化する観点から措置されたものと承知している。 よって、両法とも管轄についての考え方に差異はなく、都道府県知事の権限も工事規模の大小によって左右されるものではない。建設業法においては、平成5年ゼネコン汚職事件の特殊事情があったことから、監督機能の強化が行われているが、電気工事業法では、現時点でそのような特殊事情は、認識しておらず、監督機能の強化は、過剰な規制になる可能性がある。 ※「軽微な建設工事」 ①建築一式工事において1500万円に満たない工事 ② 延べ面積150㎡に満たない木造住宅工事 ③建築一式工事以外において500万円に満たない工事</p> <p>○現在、都道府県と当省の地方組織である産業保安監督部は、日頃から連携しており、例えば都道府県から要請があれば、産業保安監督部が登録電気工事業者等に検査等を行うこととなっているため、国による広域的かつ効果的な監督・指導の体制は、一定程度構築されている。 今回の要望は、法目的である保安の確保に一層資するものと理解しているが、規制強化に繋がるものであるため、各都道府県の意向や立法の前提となる事実の有無について、地方分権改革推進室の協力も得つつ、各都道府県に対し調査を実施し、その結果も踏まえて、対応を検討してまいりたい。 ○各都道府県に並行権限を付与することの是非については、各都道府県の意向及び立法の前提となる事実の有無について、地方分権改革推進室の協力も得つつ、各都道府県に対し調査を実施し、その結果を踏まえて、対応を検討してまいりたい。</p>	<p><平30> 4【経済産業省】 (3)電気工事業者の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令元> 5【経済産業省】 (3)電気工事業者の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 登録電気工事業者等に対する監督については、国・都道府県の連携強化により迅速かつ効果的な実施に資するよう、当該事業者等情報の管理状況調査結果を踏まえ、令和4年度中に双方が保有する当該事業者等に関する情報を共有するための新たな仕組みを構築する。</p>	措置済み	令和3年度中	<p>平成30年度に実施した全都道府県に対する意向調査において制度改正を求める回答が少なかつたことを踏まえ、令和元年11月25日に開催された産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会電気保安人材・技術ワーキンググループにおいて検討したところ、危険等防止命令の国から都道府県への並行権限付与は不要との結論となった。 <WG資料及び議事録掲載URL> <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryo_ku_anzen/hoan_jinzai/003.html> 一方で、電気工事業者等情報の管理状況に係る調査結果を受け、国と地方との情報共有・連携強化策として、電気工事業者情報を共有する新たな仕組みを構築することとした。 この仕組みの構築に向けて、国・都道府県との協議会を令和2年9月24日に設置し、情報共有の方法や内容等についての議論を実施。令和2年度中に、情報共有の新たな仕組みに係る基本的な事項について合意済。当該仕組みについて、都道府県と詳細な調整を行い、令和3年8月から試験運用を開始し、その結果を踏まえ、11月に本格運用を開始した。</p>	
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p><平30> 6【経済産業省】 (5)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされた「今後のリサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題・実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：環境省) <令3> 5【経済産業省】 (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) (1)市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60、以下この事項において「法」という。)」において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月1日)後1年以内に行うこととされており、今後、関係法令を整備の上、速やかに施行する。 (関係府省：環境省)</p>	法律	新法である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が第204回国会の審議を経て令和3年6月4日に成立、同月11日に公布され、令和4年4月1日から施行される。	<p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題・実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年11月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方」についてを踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日公布。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチックワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめられたところ、令和4年1月19日に政省令・告示が公布された。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
298	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画による経営発達支援計画に定める経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基金整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しを検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・補完を目指す」こととされている。	【権限移譲による効果】複数の都道府県で、商工会等が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを実施しており、財源措置と合わせた移譲により地域の実情に精通した都道府県が認定することで、適切なPDCA管理が可能になる。 なお、経営発達支援事業の実施に伴い、現行の認定計画に対する伴走型補助金の財源と、商工会・商工会議所の人員増に対応するための人件費に対し、十分な財源措置が必要。 【懸念と対応策】計画認定の状況が異なることにより権限移譲を希望しない都道府県がある場合には、手分け方式の採用により、希望する都道府県へ順次、権限移譲を行っていく方法も考えられる。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条同法施行令第3条	経済産業省	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	—	富山県、大分県	○本県でも提案団体と同様、経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受ける事例があり、着実な計画実施に大きな支障をきたすおそれが生じている。 ○地域を支える小規模事業者の活性化に向けては、県・市町村と商工会・商工会議所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法を見直し、小規模事業者やその活動を後押しする商工団体支援に当たって県と市町村の役割を明確化し、併せて、この見直しを踏まえ伴走型補助金の十分な予算確保を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充することになれば、法改正の意味があるため、左記の意見に賛同する。	○小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画については、これまで、全国の商工会又は商工会議所の約7割(1,573単会)の認定を国が行ってきたが、都道府県の関与にバラつきもみられることから、権限委譲した場合、全ての都道府県において、積極的に経営発達支援事業の普及及びPDCAサイクルの確立が行われるのか懸念が払しょくされない。 ○一方、商工会又は商工会議所においては、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない自治体も散見されており、計画認定に係る都道府県の関与を明確化させ、人件費に反映させる必要性が生じているのも事実。 ○伴走型補助金は認定計画の実行性担保のために一体的な執行を進めるため、国費において事業費をまかなっているところであるが、人件費と運動させるための工夫も必要であると認識しているところ。 ○こうした課題も踏まえつつ、現在、市町村や都道府県との協力体制確立に向け、中政審・小規模企業基本政策小委員会で議論を開始したところ。本委員会5月から11月にかけて審議し、11月には、自治体との連携をより深めた形で小規模企業政策を論点整理として取りまとめる予定である。国と都道府県の役割分担、認定権限の委譲が良いかどうかも含めて、こうした議論の中で、慎重に検討していきたい。	○経営発達支援計画の認定について、都道府県の関与にバラつきがある点については、伴走型補助金の財源(事業費・人件費)を確実に確保することを前提に、手分け方式による試行的実施も考えられる。 ○中政審・小規模企業基本政策小委員会、人件費と運動した事業実施について、本提案を含めて検討いただきたい。 ○なお、商工会又は商工会議所において、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているものの、十分な人件費の手当てがなされていない点については、次々と商工会等に課せられる新たな課題、事業に対して国庫補助又は特別交付金等の支援も別途併せて配慮願いたい。	有
312	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高くなる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】市町村によっては、諸他の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようになる必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	—	神奈川県、相模原市、経井沢町、豊田市、稲沢市、大塚市、兵庫県、北九州市	○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めたいためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。 ○本市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡している。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別産業廃棄物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。	市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境省の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約2,500億円以上との推計結果が得られています。 平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同委員会における「容器包装リサイクル制度の施行状況の調査・検討に関する報告書」では、市町村特定事業者の負担を低減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。 平成29年度には、全国7都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入した場合、搬入物の質が従来と異なることによる設備配置の工夫は必要なもの、リサイクルができるという結果が得られました。 この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。	プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させたく、「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。	—

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の精査(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの精査(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 所管省は都道府県の関与にばらつきがみられるため権限移譲に懸念があるとの見解を示しているが、都道府県が適切に関与を行うために権限移譲を求めるものである。 小規模事業者支援事業は直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されていることから、商工会・商工会議所の経営発達支援計画の認定について都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに、事務移譲の際には事務に係る人件費及び事務費についても財政措置を行うこと。 また、全国一律の移譲が困難である場合には手挙げ方式の活用も検討すること。 なお、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・商工会議所での人員増などへの支援についても国において対応するなど、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務局体制が損なわれることのないように配慮すること。</p>		<p>○経営発達支援計画の認定権限移譲について、停走型補助金の財源(事業費・人件費)確保を前提とした「手あげ方式」の試行的実施をご提案いただいているところだが、現行、停走型補助金は、事業費のみを対象としており、人件費は含まれていない。事業費と人件費をどのように連動させていくのかについては課題であると認識している。併せて、「手あげ方式」を採用する場合には、事業費と人件費との連動性を含めた認定計画の実効性を担保する仕組みづくりが必要であると考えている。 ○現在、市町村や都道府県との協力体制確立に向け、中小企業政策審議会・小規模企業基本政策小委員会で議論しているところであり、本年中に、自治体との連携をより深める形での小規模企業政策について論点整理したうえで、取りまとめの予定である。そうした中で、「手あげ方式」の実効性等について全国知事会等と意見交換のうえ、慎重に検討しながら、同審議会の取りまとめ結果に反映させるなど、必要な措置を講じていく。</p>	<p>4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。</p>	法律	<p>第198回通常国会で小規模事業者支援法の改正を含む関連法(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等)の一部を改正する法律)が成立。令和元年6月5日公布、7月中旬に施行を予定。</p>	<p>中小企業政策審議会 小規模企業基本政策小委員会を開催(平成30年度中に計7回)し、自治体との連携の在り方などを含め、審議を行った。 これを踏まえ、経営発達支援計画について商工会又は商工会議所と市町村が共同して計画を作成するとともに、認定の際に都道府県知事の意見を聴くものへ小規模事業者支援法を改正等の一部を改正する法律)が成立。令和元年6月5日公布、7月中旬に施行を予定。 なお、法改正の検討にあたっては、47都道府県の担当者に対し、経営発達支援計画への関与の在り方に関する聞き取りを行うとともに、地方自治法第203条の3に基づく情報提供を行い、都道府県の意見を踏まえつつ検討を行った。 第198回通常国会において、小規模事業者支援法の改正を含む関連法(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案)が審議され、令和元年6月29日に成立し、同年6月5日に公布されたところ。</p>	
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>平成30年6月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(以下「プラスチック資源循環戦略」という。)の在り方について、環境大臣から中央環境審議会に諮問を行い、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会における議論が開始されたことです。 本小委の議論を踏まえ、パブリックコメントをした上で、平成31年6月までにプラスチック資源循環戦略を決定する予定です。 本戦略の策定結果を踏まえ、必要な検討を行う予定です。</p>	<p><平30> 6【経済産業省】 (5)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の調査・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題・実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:環境省)</p> <p><令3> 5【経済産業省】 (3)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) (イ)市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。))において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。 (関係府省:環境省)</p>	法律	<p>新法である「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえ、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日公布。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でのりまとめられたところ。令和4年1月19日に政省令・告示が公布された。</p>		